

SEZにおける税制優遇措置(開発企業・入居企業)

	開発企業	入居企業
法人税	当該 SEZ が公告された年から 15 年間のうち継続した 10 年間分について 100% 免税(SEZ 開発によって得られた利益に対する免税措置(1961 年所得税法第 80IAB 条))。SEZ 開発を 2017 年 4 月 1 日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。ただし、最低代替税は適用される。	製造活動または役務提供開始から最初の 5 年間は 100% 免税、続く 5 年間は 50% 免税。収益を再投資することを条件に、さらに 5 年間の最大 50% 免税(1961 年所得税法第 10AA 条)。2024 年 4 月 1 日以降、第 139 条(1)で規定された期限までに所得税申告をしなければ、控除は適用されない(1961 年所得税法第 10AA 1 項)。ただし、最低代替税は適用される。 なお、製造活動を 2021 年 4 月 1 日以降に開始する企業に対しては免税措置の適用なし。
配当分配税(DDT)	通常と同様に課税(2020 年 4 月 1 日から廃止)	通常と同様に課税(2020 年 4 月 1 日から廃止)
最低代替税(MAT)	適用(法人税に代わり、約 18% の最低代替税(MAT)を支払う必要がある。)	適用(法人税に代わり、約 18% の最低代替税(MAT)を支払う必要がある。)
関税	インド国外から調達する商品に係る100%免税 (2005年SEZ法第26条1項(a)) SEZから海外へ輸出する商品に係る100%免税(2005年SEZ法第26条1項(b))	
GST(物品・サービス税(Goods and Service Tax))	SEZ企業が認可されたオペレーションの目的で、国内一般関税地域(DTA)から物品およびサービスを調達する、または海外から輸入をする場合には、GST課税対象外となる。また、SEZ企業による他のSEZ企業や国外の顧客への販売についても、GST課税対象外となる。ただし、SEZ企業からDTAへの販売に対しては輸出と見なされ、通関時にGSTが課される。 なお、IGST法に基づきく免税取引(zero rated supply)として扱われ、納付した税金の還付を請求することができる(同法第16条(3)、第54条、および規則第96条)。	
物品税	原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては100%免税(2005年SEZ法第26条1項(c))。GST導入後、これら以外の物品に対して課される物品税はGSTに包含された。	
中央販売税	州外から調達される原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールの調達に対しては 100% 免税(2005 年 SEZ 法第 26 条 1 項(g))。GST 導入後、これら以外の物品・サービスに課される中央販売税は GST に包含された。	
VAT	各州の政策によって原油、高速ディーゼル、ガソリン、天然ガス、航空タービン燃料、人が消費するアルコールに対しては 100% 免税。GST 導入後、これら以外の物品に課される VAT が GST に包含された。	
資格要件	特定業種 SEZ-最低投資額 25 億ルピーまたは純資産 5 億ルピー超、最低敷地面積 100 ヘクタール (IT、バイオテクノロジー、非従来型エネルギー専用の場合、最低敷地面積は 10 ヘクタール) 多目的 SEZ-最低投資額 100 億ルピーまたは純資産 25 億ルピー超、 最低敷地面積 500 ヘクタール～上限 5,000 ヘクタール。(別途基準を設けている州もある) (2006 年 SEZ ルール、ルール 5)。	生産開始から 5 年間を 1 ブロックとし、ブロック間の輸出入収支をプラスに保つこと(最低輸出義務などの要件は無し)。国内向けの販売は輸入関税等を支払うことにより可能。09 年度より、SEZ 内と課税エリア双方ユニットを持つ場合の、収益帰属の監査を厳格化(2006 年 SEZ ルール、ルール 19)。